

三重県議会の議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例

(定数)

第一条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第九十条第一項の規定により、三重県議会の議員の定数は、四十五人とする。

(選挙区及び各選挙区の議員の数)

第二条 公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第十五条の規定により、三重県議会の議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数は、次の表のとおりとする。

選挙区		選挙すべき議員の数
名称	区域	
津市選挙区	津市	七人
四日市市選挙区	四日市市	七人
伊勢市選挙区	伊勢市	三人
松阪市選挙区	松阪市	四人
桑名市・桑名郡選挙区	桑名市 桑名郡	四人
鈴鹿市選挙区	鈴鹿市	四人
名張市選挙区	名張市	二人
尾鷲市・北牟婁郡選挙区	尾鷲市 北牟婁郡	一人
亀山市選挙区	亀山市	一人
鳥羽市・志摩市選挙区	鳥羽市 志摩市	二人
熊野市・南牟婁郡選挙区	熊野市 南牟婁郡	一人
いなべ市・員弁郡選挙区	いなべ市 員弁郡	二人
伊賀市選挙区	伊賀市	三人
三重郡選挙区	三重郡	二人
多気郡選挙区	多気郡	一人
度会郡選挙区	度会郡	一人

附 則

- この条例は、次の一般選挙から施行する。
- 次に掲げる条例は、廃止する。
 - 三重県議会議員の定数に関する条例(昭和五十七年三重県条例第二十六号)

- 二 員弁郡北勢町、同郡員弁町、同郡大安町及び同郡藤原町の合併に伴う三重県議会議員の選挙区の特例に関する条例（平成十五年三重県条例第四十九号）
- 三 上野市、阿山郡伊賀町、同郡島ヶ原村、同郡阿山町、同郡大山田村及び名賀郡青山町の合併に伴う三重県議会議員の選挙区の特例に関する条例（平成十六年三重県条例第七十一号）
- 四 桑名市、桑名郡多度町及び同郡長島町の合併に伴う三重県議会議員の選挙区の特例に関する条例（平成十六年三重県条例第七十二号）
- 五 松阪市、一志郡嬉野町、同郡三雲町、飯南郡飯南町及び同郡飯高町の合併に伴う三重県議会議員の選挙区の特例に関する条例（平成十六年三重県条例第八十六号）
- 六 四日市市及び三重郡楠町の合併に伴う三重県議会議員の選挙区の特例に関する条例（平成十六年三重県条例第八十八号）
- 七 伊勢市、度会郡二見町、同郡小俣町及び同郡御園村の合併に伴う三重県議会議員の選挙区の特例に関する条例（平成十七年三重県条例第八十四号）
- 八 熊野市及び南牟婁郡紀和町の合併に伴う三重県議会議員の選挙区の特例に関する条例（平成十七年三重県条例第八十五号）
- 九 津市、久居市、安芸郡河芸町、同郡芸濃町、同郡美里村、同郡安濃町、一志郡香良洲町、同郡一志町、同郡白山町及び同郡美杉村の合併に伴う三重県議会議員の選挙区の特例に関する条例（平成十七年三重県条例第八十六号）

附 則（平成26年5月23日三重県条例第78号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成二十七年五月一日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の三重県議会の議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後初めてその期日を告示される一般選挙から適用し、施行日の前日までにその期日を告示された一般選挙、再選挙及び補欠選挙並びに施行日以後初めてその期日を告示される一般選挙の期日の告示の日の前日までにその期日を告示される再選挙及び補欠選挙については、なお従前の例による。